



ヘ
日本の水道水は安心して飲むことができます。これ
は、国が定めた厳しい基準
をクリアした水道水が各家庭に届けられているからです。私たち神崎町の水道水も安心して飲むことができます。（水質データ等に

道週間」です。私たちの生活で欠くことのできない水道、その大きさを再確認するため毎年行われている水道週間も今年で55回目をむかえ、「復興の未来と生命照らす水」をスローガンに実施されます。

『復興の未来と生命(いのち) 照らす水』

つきましては、町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。）

新しく水道を引き込む工事の場合や、宅内の水道工事は、法律（水道法）により神崎町の指定給水装置工事事業者が行うことになります。水道工事に関しては、指定給水装置工事事業者へご相談下さい。

また、宅内の漏水修理やメーター器の移動についても、同様に指定工事事業者にご相談下さい。

○料金の支払方法

- ・口座振替によるお支払い
- ・納入通知書によるお支払い

②お風呂の残り湯の有効利用を図りましょう。

③雨水を植栽などへの散水として利用しましょう。

※お問い合わせ 第一環境

(株) 4545

22

○水道を利用するときは

検針時に「水道料金等のお知らせ」をポスト等に投函いたしますので、使用量や、ご請求予定金額の確認にご利用ください。

また、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員がお客様にご連絡をするようにしております。

○水道料金の計算は検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に、神崎町が水道料金等事務を委託している第一環境（株）の職員が行っています。

新規に水道の申込をされる場合や、メーターの口径を大きくされた場合などは、給水申込負担金が必要になります。

工事期間は平成25年度から平成26年度の2カ年の継続事業となります。また導水管の布設と神宿浄水場の撤去工事は平成25年度に行います。

東日本大震災により被害を受けた神宿浄水場は古原浄水場隣地へ移転します。

○浄水場移転復旧事業について

現在の水道水は、古原浄水場からの地下水のみで給水しております。浄水場の移転復旧が完成するまでの間、水の需要の多い夏季期間（7／1～9／30）は節水をご協力をお願いします。

①シャワーホースはこまめに止めましょう。

②お風呂の残り湯の有効利用を図りましょう。

③雨水を植栽などへの散水として利用しましょう。

※お問い合わせ 第一環境

